

VII 保護者との関わり方



保護者が子どもの行動に問題意識をもっていない、あるいは拒否するような場合

保護者が困っていない要因を考える · · ·

*保護者と1対1の場面では特に問題がなく、集団生活の中のみで気になる行動が出現するのかも？

*家庭内でさらに手がかかる人（病気や兄弟など）、気になること（仕事や経済面など）があり、相対的に子どもへの関心が薄れているのかも？

*家族に子どもと似た特徴を持っているか、かつて持っていた人がいるため、子どもの行動に違和感を持っていないのかも？

支援のポイント

保護者との信頼関係が大切です

①保護者の気持ちを理解する

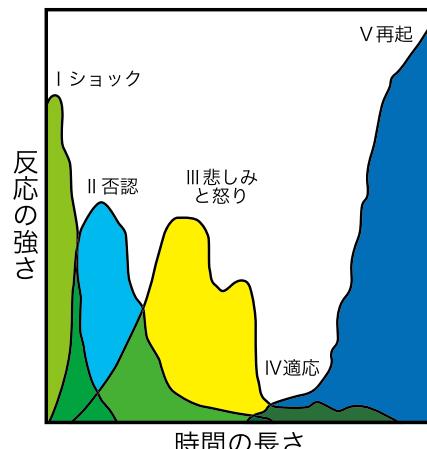
障害受容は、

I ショック ⇒ II 否認 ⇒ III 悲しみと怒り
⇒ IV 適応 ⇒ V 再起

という過程を行きつ戻りつしながら進むといわれています。

無理に明るくふるまったり、将来を悲観してしまったり、「そんなはずはない」と強く否定したりと様々な感情を抱きます。

気がかりなことがあると言われても、安易には受け入れられないことを念頭におき、保護者の思いを共有することが大切です。



②信頼関係を築く

日頃から、保護者とも会話を多く持つよう心がけます。

楽しい出来事や子どもの良いところを伝えるなどの関わりを重ね、話しやすい関係づくりに努めます。

※留意点

- 登降園時は他の保護者も一緒にいるので、保護者が嫌な思いをしないよう何気ない会話にも十分配慮するようにしましょう。
- 指導や助言が優先にならないように心がけます。





③「気になっていること」を話してみる・話を聞く

園での様子を客観的に、丁寧に説明したうえで、保育士・幼稚園の教員としては、その行動を心配していることを伝え、「子どもが楽しく園で過ごす対応策を相談したい」というように、保護者に依頼します。



※留意点

保育者の思いについては、肯定的な表現で保護者に伝えます。

- 例：① ×「友達のおもちゃを取るのをやめさせたい。」
 ⇒○「友達と一緒に仲良くおもちゃで遊べるようにしたい。」
- ② ×「友達をたたくのをやめさせたい。」
 ⇒○「一緒に遊びたい気持ちを上手に表現できるとうれしい。」

④関係機関の利用について伝えていく

現実的に子どもに気を配ったり、相談機関に連れて行くような時間がとれない家庭もあるので、可能な範囲で保護者の都合を考慮することも必要です。例えば、過去に関係機関に相談したことでよい結果が得られた例などを紹介することも良いと思います。



※留意点

- ・関係機関を紹介する場合には保護者の了解を得た上で、気になる点を紹介先に事前に連絡することが大切です。(→1度の相談場面では子どもの特性が現れないこともあるため)
- ・診断=レッテルを貼るのではなく、「子どもがより良い方向に進むきっかけ」ということを伝え、保護者の不安を和らげることも必要です。初めから医療機関ではなく、市町の相談窓口など身近な関係機関を紹介するようにしましょう。